

## 第 5 期愛知県障害福祉計画の骨子案について

### 1 骨子案作成の考え方

第 5 期愛知県障害福祉計画（第 5 期計画）の骨子案については、現行の第 4 期愛知県障害福祉計画（第 4 期計画）の内容・構成を基本とするとともに、改正後の国の基本指針（平成 29 年 3 月 31 日付け告示）に即して作成する。

### 2 骨子案の概要等

#### （1）骨子案

概要・・・資料右側参照

項目別記載事項（案）・・・資料 2 - 2 参照

#### （2）第 4 期計画からの主な変更点（案）

- ① 計画の基本的考え方に、障害児支援に係る考え方を追加（第 2 章 - 2）
- ② 第 5 期計画を障害福祉計画及び障害児福祉計画に位置付けることについて明記（第 2 章 - 4）
- ③ 国の基本指針に即して、成果目標の見直し（第 4 章）
- ④ 国の基本指針に即して、活動指標の見直し（第 5 章 - 1）
- ⑤ 国の基本指針に即して、第 8 章を追加の上、2～6 の項目を新設（第 8 章）

### 3 論点と今後の進め方

#### （1）第 1 回ワーキンググループにおける論点

- ① 成果目標の設定の方向性に関する意見聴取  
（特に、第 4 章 - 1 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の目標設定について）
- ② 計画の構成（章立て）と、新規部分を中心とした記載事項（案）に対する意見聴取

#### （2）今後の進め方

第 1 回ワーキンググループでいただいた御意見を踏まえ、骨子案の修正等を行った上で、7 月 20 日開催予定の第 1 回県障害者自立支援協議会、7 月 27 日開催予定の第 1 回障害者施策審議会にて意見聴取を行い、骨子案のとりまとめを行う。

その上で、9 月 21 日開催予定の第 2 回ワーキンググループにおいて、当該骨子案を踏まえた素案（文章等）について意見聴取を行っていく。

## 第 5 期計画の骨子案の概要（章立て）

### 第 1 章 計画策定の趣旨

### 第 2 章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本的考え方
- 3 計画期間
- 4 計画の位置づけ・・・**新設項目**
- 5 市町村との連携
- 6 区域の設定

### 第 3 章 現状

- 1 人口構成
- 2 障害者の状況
- 3 障害福祉サービス等の利用状況

### 第 4 章 地域生活への移行等についての成果目標の設定と取組施策

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・**内容を一新**
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等・・・**新設項目**

### 第 5 章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策等

- 1 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策
- 2 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）

### 第 6 章 障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する者の確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上のために講ずる措置

- 1 サービス提供に係る人材の育成
- 2 サービス提供事業者に対する第三者評価等

### 第 7 章 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1 専門性の高い相談支援事業
- 2 広域的な支援事業
- 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣
- 4 人材育成等その他の事業

### 第 8 章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項・・・**新設章**

- 1 障害のある人の権利擁護
- 2 意思決定支援の促進・・・**新設項目**
- 3 芸術文化活動支援による社会参加等の促進・・・**新設項目**
- 4 障害を理由とする差別の解消の推進・・・**新設項目**
- 5 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進・・・**新設項目**
- 6 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実・・・**新設項目**

### 第 9 章 計画の推進